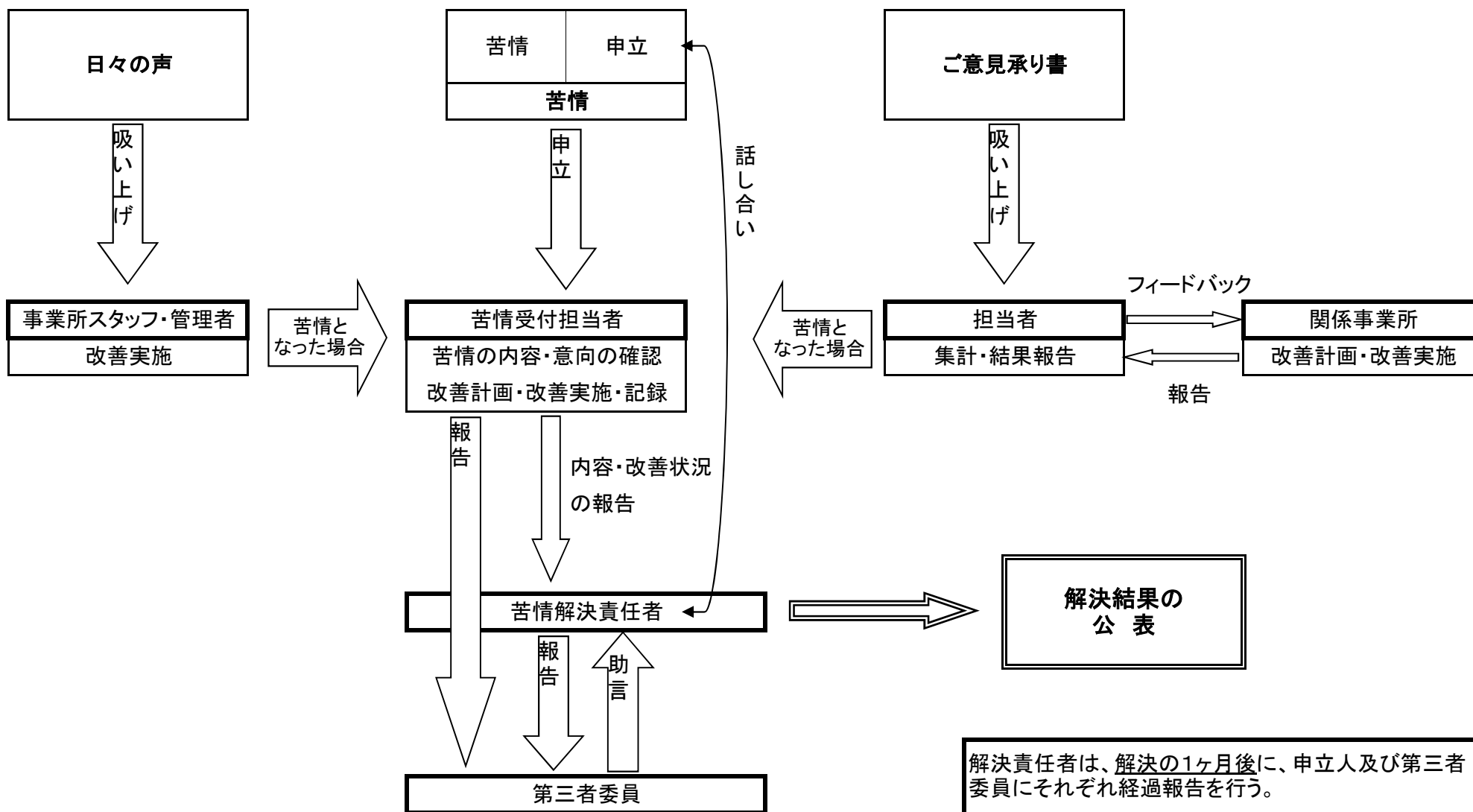


声・苦情の受付～解決・公表まで



第三者委員が直接受け付けたものは、それを苦情受付担当者へ連絡。以降は上記と同じ。

解決責任者は、解決の1ヶ月後に、申立人及び第三者委員にそれぞれ経過報告を行う。
また、解決責任者は、四半期毎に第三者委員に対して苦情解決結果を報告する。